

徳島県医療型短期入所事業所新規受入れ促進事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、県内に所在する指定障害福祉サービス「医療型短期入所事業所」が、新規利用者を受入れる取組を支援することで受入体制を強化し、医療的ケア児者及び重症心身障害児者を支える家族の負担や不安を軽減し、レスパイトを充実させることを目的として、予算の範囲内で、指定障害福祉サービス事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療型短期入所事業所

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院若しくは同条第2項に規定する診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院であつて、知事が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に基づき、「短期入所（医療型）」として指定した事業所をいう。

(2) 新規利用者

当該事業所において短期入所サービス（医療型）を初めて利用する者。ただし、当該事業所の短期入所サービス（医療型）を1年以上利用していない場合は、新規に利用する者として扱う。

なお、その利用については、宿泊を伴うかどうかは問わない。

(3) 医療的ケア児者

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児者をいう。

(4) 重症心身障害児者

重度の知的障がいと重度の肢体不自由（身体障がい）が重複している状態の児者をいう。

(補助金額等)

第3条 第1条の補助金額は、新規利用者の受入れ1人につき100,000円とする。ただし、年度内における補助の対象は、1事業所当たり新規利用者5人までとする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書兼所要額調書(別紙1)

(2) 収支予算(見込)書抄本

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(1) 補助事業者は、補助事業に係る収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を、当該事業の属する会計年度の翌年度から起算して終了後5年間保存しておくこと。

(2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画部分の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業変更計画書(別紙2)

(2) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第3号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績報告書兼所要額精算書(別紙3)

(2) 収支決算(見込)書抄本

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認

を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行し、令和8年4月1日以降に、新規利用者に対して提供された短期入所サービス(医療型)から適用する。